

2013年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

昨年8月に野田内閣のもとで民主・自民・公明3党合意で強行された社会保障・税一体改革は、年末の政権交代によって発足した安倍内閣に引き継がれました。これによって今年8月からの生活保護費の引き下げ、10月からの年金引き下げを突破口として、いよいよ社会保障の改悪が国民生活に重くのしかかろうとしています。

さらに社会保障制度改革国民会議の報告を盾に、2013年度は70～74歳の高齢者の医療費一部負担引き上げや、介護保険からの軽度者の切り離しなどの介護保険の給付範囲の縮小が推し進められようとしています。

さらに消費税増税がのしかかれば、安倍内閣が目玉とする「アベノミクス」は国民の所得を増やすことにつながらず、多国籍化した大企業と一部資産家に富を集中させ、国民の「格差」を一層大きくするものとしかなりません。

安倍内閣が進める社会保障改革の基本は、国の責任を放棄し「自助」「共助」の名の下に、その責任を国民と地方自治体に押し付けるものです。

私たちは県民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、これまで自治体に要請し、多くの要望を実現していただきました。特に愛知県の福祉医療への一部負担金と所得制限の導入を、多くの自治体からの反対の声で、今年6月には断念させることができました。

ひきつづき政府の社会保障改悪に反対し、住民の命と暮らしを守るため以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体の基本的あり方について

①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。

【回答】:憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、個人を尊厳し、住民が健康で文化的、平和的な生活を送れるよう社会保障等の施策充実を図るよう努めてまいります。

②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

【回答】:地方自治法第1条の2の規定をふまえて、住民に最も身近な自治体として、住民の福祉の増進のため各種施策の実施に努めてまいります。

★③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】:機構は、県と西三河地域の市町村が緊密に連携することで、滞納額の縮減に大変有効です。これからも住民の実情をよくつかみ、相談にのりながら徴税業務をすすめるように努めてまいります。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問いただすなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】:生活保護の申請権は侵害しないように配慮しております。また、生活保護が必要な人にはできる限り早急に支給することに努めています。その際において特に急を要する場合は、社会福祉協議会等の機関の融資制度を紹介しております。

②埼玉県三郷市での裁判判決も踏まえ、申請権を保障してください。申請時に、違法な助言、指導実態を無視した就労指導の強要はしないでください。就労支援の一環として自治体で仕事を確保してください。また、枚方市自動車裁判判決をふまえ、生活および仕事で自立のために必要な場合は保有を認めることを「しおり」等に記載してください。

【回答】:生活保護の申請権は侵害しないように配慮しております。また、個々の事情を聴取し検討することで生活保護制度の適正化に努めています。

★③国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

【回答】:生活保護法による保護の基準及び実施要領を適正に施行することにより、受給者の生存権は確保されると考えております。

④就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うために、ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。担当者の研修を充実してください。

【回答】:平成22年度から十分かつ丁寧な就労支援を行うため、社会福祉協議会から就労支援を専門に行う支援員を1名派遣してもらい、常時配置しています。生活保護世帯の急増に伴う対策として平成25年度から正規職員を1名増員配置し、対応しています。

⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

【回答】:警察官OBは税務課に1名配置されており、市政全般を担当しており、不当要求行為がある場合に対応しています。

★⑥国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起らないよう措置を講じてください。

【回答】:国はほかの制度に生じる影響をできる限り及ばないようにすることを対応方針としており、生活扶助基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度につきましても、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本的な考え方といたしております。また、地方単独事業については、国の取り組みの趣旨を理解した上で、各自自治体の判断が求められておりますことから、本市におきましても、市民の福祉と暮らしを守ることを念頭に置き、個々の利用者ができる限り不利にならないよう努めてまいります。

2. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①一般会計からの繰り入れで介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【回答】:公費50%(国・県・市)、第1号被保険者21%、第2号被保険者29%の負担割合が決まっているため、それを超えて一般会計から繰り入れることは考えておりません。国の示す保険料段階6段階に対し碧南市では11段階の多段階化を行っています。

★②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】:低所得の高齢者対策として、介護保険料の減免を実施していますが、平成21年度より要件を拡充し、世帯収入が年収120万円以下で預貯金等の資産もなく生活が困窮している方を対象としました。(平成20年度までは世帯収入80万円以下でした。)

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】:対象者は保険料の減免と同じですので、平成21年度から対象者の収入要件を拡充しました。

④介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施しないでください。

【回答】:第5期計画では、「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、第6期以降、国、他市の状況を見るなかで検討してまいります。

⑤行き場のない高齢者をなくすために施設の基盤整備については、民間の高齢者サービス住宅等より特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・居住系サービスを大幅に増やしてください。基盤設備が円滑に進むよう、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

【回答】:小規模多機能型居宅介護サービスが平成25年4月1日に開設し、特別養護老人ホームが平成25年度中に開業予定です。市独自の助成制度は考えておりません。

⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任もって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

【回答】:現在、2カ所の地域包括支援センターがあり、1カ所が市直営です。在宅支援センターと連携し、日常生活圏域をカバーしています。委託費の引き上げは考えておりません。

⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【回答】:国等からの支援(補助金等)を基本とし、市独自の財政的支援は考えておりません。

(2)高齢者福祉施策の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

★ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

【回答】:安否確認については社会福祉協議会によるひとり暮らし高齢者に乳酸菌飲料の宅配、碧南市では配食サービス・在宅介護支援の見守り訪問等を実施し、また、軽度生活支援ではひとり暮らし、高齢者世帯の虚弱な方に食事、洗濯、買い物、ごみ出し等身の回りのお世話や簡単な修繕、外出の援助を実施しています。

★イ.高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

【回答】:現在、無料の巡回バス「くるくるバス」の運行をおこなっております。また、バスの利用が困難な方に対し、外出支援サービスを行い、医療機関や公共施設への福祉車両による送迎事業を実施しております。

ウ.宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

【回答】:市内2箇所のまちかどサロンを設け、家に閉じこもりがちな高齢者の方が気軽に立ち寄れる場の提供をし、介護予防のため等の事業を実施しています。

エ.高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

【回答】:平成19年度以降建築の市営住宅については、段差解消、入口が引き戸、手すりの設置など高齢者に対応したものにしています。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【回答】:現在、介護保険事業で配食サービス事業として調理困難な方については、低額にて毎日配食等しております。また、必要に応じて、軟飯、おかゆ、刻み食、治療食についても利用いただいております。なお、会食方式は、ひとり暮らしの高齢者等を対象に社会福祉協議会でふれあいいいききサロン事業及びまちかどいきいきサロンにて食事会、趣向をこらした催し等の事業を実施しております。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】:住宅改修費、福祉用具購入費については受領委任払い制度を実施しています。高額介護サービス費について実施の予定はありません。

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【回答】:介護度のみでなく、障害高齢者自立度又は認知症高齢者自立度を合わせて状態を把握し、認定しています。

②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回答】:現在は広報、パンフレット及びケアマネジャーを通じて周知に努めています。なお、対象となると思われる人には介護認定通知書に案内チラシを同封して通知しています。また、認定書の交付については、従前から申請により交付しています。

3. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】:現行制度の存続に努めます。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】:平成20年10月1日より、中学校卒業まで医療費無料制度を拡大しましたので、18歳年度末までの拡大は考えていません。

③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】:県の補助事業に当てはまらない市単独事業のサービスとして同意入院者の精神入院費1/2補助、自立支援医療(精神通院)受給者の精神通院費全額補助を実施していますので、更なる拡大までは考えていません。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】:碧南市における高齢者人口は年々増加しており、それに伴い医療費も増加してまいりますので、75歳以上高齢者の医療費の無料化の拡大については考えておりません。

4. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。

【回答】:国保は、25年1月から申請書を郵送しています。後期高齢者については、広域連合より、個別に案内が送付されます。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押えなどはしないでください。また保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。短期保険証は、発行しないでください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

5. 子育て支援などについて

①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

【回答】:碧南市では、妊婦健康診査14回及び産後健診1回について、厚生労働省が示している検査項目について公費で実施できるように受診票(補助券)を交付しています。これは、愛知県内、同じ条件で受診できる体制です。さらに、碧南市では、妊婦歯科健診を受けられるよう1回分の受診票も合わせて交付しています。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とにならないようにしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内

容を拡充してください。

【回答】: 準要保護児童生徒の認定基準を「要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者」としています。このため、生活保護基準の1.0倍を目安として、民生委員の意見や家庭の諸事情を考慮し、総合的に判断しているため、基準の見直し・支給内容の拡充は考えていません。生活保護基準が引き下げられても現在の対象者が縮小とならないよう引き続き同様の取扱いを行います。申請受付は市の窓口でもでき、申請時に民生委員の証明は不要です。年度途中でも申請できるように制度の周知は随時行っております。

③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

【回答】: 学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする学校給食法第11条第2項を遵守します。

④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。

【回答】: (愛知県の検査機関にて) 食材の放射線量の検査を実施しています。

⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。

【回答】: 避難所で高齢者等のプライバシーが確保できるように、計画的に間仕切りや仮設トイレを購入しております。

⑥児童虐待の早期発見に努め、重大事故とならないよう、防止対策を講じてください。そのために必要な職員を増やしてください。

【回答】: 現在、家庭児童相談員2名で児童虐待を担当しています。母子家庭の場合は、母子自立支援員が協力し対応にあたっています。家庭児童相談員および母子自立支援員は定期的に学校等施設訪問、家庭訪問や面談を行い、虐待の早期発見や再発防止に努めています。

6. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

【回答】: 社会保障制度改革国民会議による社会保障改革の方向性に対する報告書が提出されたことに伴い、国保改革の具体化に向けた検討が進められると思われるので、その動向を注意深く見ていく必要があると思います。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】: 平成24年度は対前年度比で8,968万円余増額し、一般会計から多額な繰り入れをいたしました。また、減免制度の拡充につきましては、考えておりません。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】: 均等割は、収入に応じて賦課するものでなく、医療給付等の受益の対象となる被保険者に均等に課するものですので、中学生以下であっても相応の負担をいただきます。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。

【回答】: 考えていません。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】: 減免要件の拡大は考えていません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】:資格証明書は発行していません。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

【回答】:現在、給付の制限はしていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

【回答】:国保税が一定期間以上滞っている世帯につきましては、納税相談を行うため短期の保険証を交付することとなります。現在、碧南市の「短期保険証」の有効期限は6か月のみになります。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】:納税相談を行い、納付を促していますが、再三の催告にもかかわらず、連絡、納付がない加入者には場合によっては、滞納処分を行う必要があると考えています。無保険者に対しては広報等で14日以内に届出の必要がある旨のPRを行っております。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。生活保護基準引き下げにより現在の対象者が縮小とされないようにしてください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】:低所得者に係る基準の見直しを行い、本市においては実施済み。周知につきましては、広報にて行っております。

7. 障がい者・児施策の拡充について

①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

【回答】:利用者負担につきましては、課税世帯がサービス量と所得に応じた負担となっているため、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。

【回答】:申請された障害者・児の必要な理由に応じて検討し、支給します。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

【回答】:通年かつ長期にわたるため、利用できませんが、一定の期間で終了が見込まれる場合は、状況に応じて利用できる場合もあります。

★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】:障害福祉サービスの利用に関する利用意向を把握した上で、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断いたします。

★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

【回答】:国の制度を基本とし、市独自の財政支援は考えておりません。

⑥避難所のバリアフリー化をすすめてください。集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児や高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。

【回答】:避難所については、計画的にバリアフリー化できるように努めております。また、福祉避難所の協定締結にも努めております。

⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条

件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。

【回答】:災害時要援護者台帳については、地域の民生委員や自主防災会等と情報共有する予定です。福祉圏域間及び県との共有については、ご意見としてお聞きします。

8. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、対象者へ個別通知をしてください。

【回答】:特定健診、歯周疾患検診は無料で、がん検診については70歳以上の方は医療機関での検診は無料で実施しています。方法は個別、集団方式両方ともで既に実施しています。

②40歳未満の住民を対象に、特定健診に準じた一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

【回答】:国保加入者で40歳未満の方については生活習慣病予防健診の一部コースを無料で実施しています。

9. 予防接種について

★①水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】:平成 25 年度から、ヒブ、小児用肺炎球菌及び子宮頸がん予防ワクチンの3つの予防接種が任意接種から、定期接種に追加され、実施しているところです。定期接種は、原則公費で行います。これらの任意接種の予防接種についての助成は考えていません。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

【回答】:後期高齢者を対象に平成25年7月から26年2月末までの間に指定医療機関で接種し

た場合、肺炎球菌ワクチンの予防接種費用の一部公費助成を始めました。助成額の増額については事業開始初年度ですので現在のところ、考えておりません。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

【回答】:平成 25 年 7 月から、風しんの予防接種の費用の助成を開始しています。(6月1日以降の接種は対象) 対象は、予防接種時に市内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するもの。(1) 妊娠を予定又は希望している女性で、予防接種時において妊娠していない者及び風しんの罹患歴がない者 (2) 妊娠を予定又は希望している女性の配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)で、風しんの罹患歴がない者 助成額は、接種費用のうち 5,000 円を助成。但し、5,000 円未満の場合は、かかった費用。助成期間は、平成 26 年 3 月 31 日までとしています。今年度は、愛知県でも流行の兆しがあり、県からの補助金をうけ、各市実施をしています。来年度の実施については、流行の状況や近隣市の動向に合わせ実施方法を検討します。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①平均6.5%とされる生活保護基準の引き下げは行わないでください。生活保護申請者を役所の窓口で追い返す「水際作戦」を合法化し、親族の扶養を要件にし、孤立死、餓死を増大させる生活保護法の「改正」をしないでください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

②消費税増税を中止してください。

【回答】:国会等で十分論議がなされたうえで制定されるものと考えています。したがって、特に意見書・要望書を提出する予定はありません。

③年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を

無くしてください。社会保険庁職員の分限免職をすべて取り消してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

④国民健康保険の都道府県運営化は行わず、国庫負担を増額してください。70～74歳の医療費の窓口負担2割への引き上げをしないでください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健制度に戻してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

⑤介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

【回答】:現在、介護保険に係る費用は、公費50%、加入者50%の割合で賄われています。半分が公費で賄われていることをご理解ください。給付の改善については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が創設されるなど、ニーズに合わせ改善されていると考えます。介護福祉労働者の処遇改善については、平成24年度以降報酬改定がなされたこと、介護職員処遇改善加算の算定により処遇の改善に寄与していると考えます。生活支援の「45分」については、ご意見としてお伺いします。

⑥子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

【回答】:子どもの医療費無料制度拡大については、平成20年10月1日より、中学校卒業まで医療費無料制度を拡大しましたので、意見書・要望書を提出は考えていません。

⑦東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

【回答】:地域医療の充実、医療の質の向上を図るため、施策の拡充及び診療報酬改定等に関して、全国自治体病院開設者協議会等の自治体病院関係団体を通じて国及び関係機関への意見、要望に努めてまいります。

⑧障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。

【回答】:介護保険制度を優先する現行の制度での対応を基本としていますが、本人の状況によつては必要性に応じて障がい者施策の併給も行っています。

⑨高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種を定期接種としてください。

【回答】:現在、任意予防接種である高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の定期接種化については、国の動向をみて対応してまいります。但し、今年度の法改正でも乳幼児期に接種する予防接種が多様化、複雑化する中で、医療機関での個別接種化がすすんでいます。医療機関においては、接種間違いや事故につながらないように接種スケジュールを立てることに時間を要するなど、大変な状況です。その中で、さらに定期予防接種が増えることは、さらに負担が増えます。また、任意接種から定期接種になることで、原則公費での接種となり、予算面での負担と接種管理などの複雑化しますので、慎重に進めていきたいです。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1)福祉医療制度について

①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

(2) 県民の医療を守るために

①後期高齢者医療制度について

ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

②国民健康保険への県の補助金を増額してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

(3) 医療提供体制の充実のために

①南海トラフ巨大地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。

【回答】:当院が属する「西三河南部西医療圏」は碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市の6市で構成されています。3次医療を担う救命救急センターは刈谷豊田総合病院、安城更生病院が基幹病院となり、2次医療は当院、八千代病院、西尾市民病院、西尾病院が役割を果たし、それぞれの医療機関の機能分担が明確化され連携を行うことで医療圏が円滑に機能しています。引き続き連携強化に努めてまいります。また、財政的支援につきましては、関係団体を通じて国及び関係機関への意見、要望に努めてまいります。

②平均在院日数の短縮を名目とした機械的な退院の押し付けや在宅化はやめてください。

【回答】:医師は医学上の診断に基づいて診療を行っており、不要・過剰な検査や投薬等を行わずに質の高い医療を行っております。平均在院日数の短縮を名目とした機械的な退院の押し付けや在宅化は行っておりません。

③補助金の充実も含めて、救急医療体制の充実をはかってください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

④県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

⑤厚労省通知「看護師等医療従事者の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等医療従事者の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

【回答】:当院におきましては、看護師等の勤務環境の改善の取組みとして、育児短時間勤務制度の利用促進、院内保育所における夜間保育を実施しております。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を増額するように要請してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

④高齢者用肺炎球菌ワクチンへの助成を増額してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

⑤後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

以上